

令和2年度修正 芦屋市地域防災計画の改定概要について

令和2年度修正の芦屋市地域防災計画は、国や県の計画との整合を図ってより実効性の高い計画とすると共に、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえた感染症対策を始めとして、近年の災害において必要性が高まっている防災対策について修正を行います。

その中でも特に、昨年度修正の地域防災計画から内容が追加となっている4つの項目について、概要を説明します。

1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策について

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、避難所運営における感染症対策等についての記載を追加します。主な追加項目は下記4点です。

(1) 避難所での集団感染を防止するための避難所対策の推進

「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（兵庫県）」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応を反映した避難所運営マニュアルを作成します。身体的距離に配慮した避難スペースの確保や避難者等の健康チェック、検温、換気等を実施する旨を記載し、感染症に留意した避難所運営を実施します。

※補足資料① 避難所全体のルール見本 参照

(2) 感染症対策を踏まえた適切な避難行動の推進

兵庫県が作成した先述のガイドラインに基づき、分散避難など避難方法等の住民への事前周知や発熱等の症状がある人などそれぞれの状態に応じた避難先を提示します。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じてホテルや民間施設の活用等の検討に努めるものとします。

※補足資料②「感染症対策を踏まえた避難について」チラシ 参照

(3) 衛生物資の備蓄の強化

感染症対策に留意した避難所運営が行えるよう、消毒液等の衛生物資の備蓄を強化します（消毒液、マスク、非接触型体温計、手袋、ガウン、フェイスシールド等）。

(4) 災害時の職員やボランティアの派遣・受け入れ時の対策の強化

災害時に感染症拡大の懸念がある状況においては、職員の定期的な健康管理

の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底します。

2 洪水浸水想定区域の指定に伴う要配慮者利用施設の名称及び所在地の掲載

令和元年8月に兵庫県より芦屋市域の「洪水浸水想定区域」が指定されたことに伴い、防災上の配慮を要する方が利用する施設（要配慮者利用施設）の名称及び所在地について下記のとおり地域防災計画に定めます。

(1) 地域防災計画に定める理由

令和元年8月に兵庫県より想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が新たに指定されたため、水防法第15条に基づき、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を芦屋市地域防災計画に明記します。これにより、この区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられます。

※「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

※補足資料③「水防法・土砂災害防止法改正」チラシ 参照

(2) 市内の要配慮者利用施設について

市内には現在、約160の要配慮者利用施設があります（※対象施設の種類については別紙「水防法・土砂災害防止法の改正」参照）。その内、土砂災害警戒区域内には9箇所、洪水浸水想定区域内には38箇所の対象施設があります。

土砂災害警戒区域内にある施設は既に地域防災計画に記載してありますが、最新の情報を反映して修正を行います。

(3) 地域防災計画修正後の対応

国土交通省では、水防災意識社会構築ビジョン緊急行動計画において、令和3年度末までにすべての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標にしています。新規で掲載する施設及び計画未作成の施設にはこの期限までの計画作成を促進します（令和2年4月時点での土砂災害警戒区域内の対象施設の計画作成率は約70%です）。

3 宅地等における土砂・がれきの撤去について

(1) 近年の宅地等における被災と本市の地域特性について

近年、全国各地で台風や地震等により大規模な災害が毎年のように発生しています。また、市街地においても豪雨による土石流や洪水、河川氾濫などにより、土砂・がれきが宅地等に堆積するなどの甚大な被害が発生しています。

特に平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風（台風19号）では、各地で被害が報告されました。

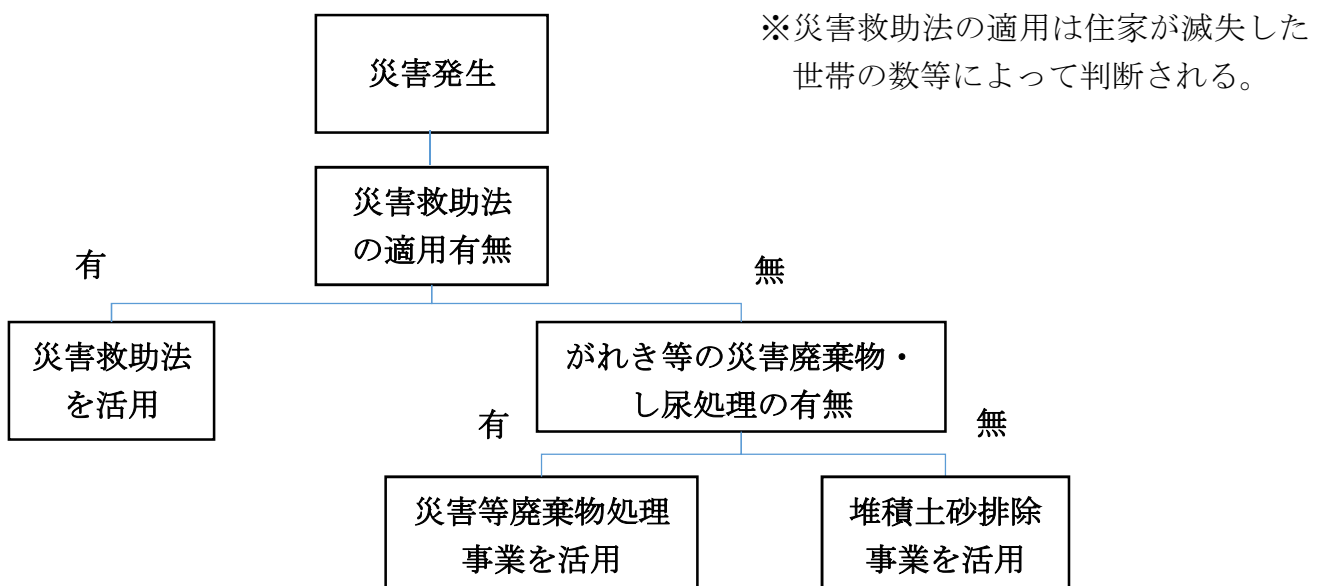
本市は山麓部と海の距離が近く、面積が18.57km²と狭い行政区域内に住宅が密集し、急傾斜地と宅地が近接しています。そのため、本市でも今後、土砂・がれき等の障害物が宅地等へ流入するような被害が起こることが想定されます。

(2) 地域防災計画に追記する理由

本市では土砂災害防止の取り組みとして、西宮土木事務所、警察との土砂災害警戒区域等のパトロール、ハザードマップの全戸配布による土砂災害警戒区域等の周知及び県との連携による急傾斜地崩壊防止対策事業等、ソフト・ハード両面の対策を講じています。

現在の地域防災計画には宅地等に流入した土石等障害物の除去について記載していますが、近年の災害状況を加味し、土砂災害の被害にあった被災者の負担を軽減して早期の生活再建に寄与する体制づくりの強化を行います。そのために、宅地等に堆積した土砂・がれきの撤去をスムーズに行えるよう国の支援制度、土砂撤去の進め方等を記載します。

(3) 国の支援制度の選定フロー



(4) 撤去に向けての実施項目

- ・被災状況の把握
- ・堆積土砂排除等の体制の確立
- ・堆積土砂排除等の方針の策定
- ・仮置場選定・確保
- ・国の支援制度の選定
- ・住民への情報発信
- ・撤去業者の確保

※なお、仮置き場として奥池園地，ハイランド公園，前山公園，朝日ヶ丘北公園，山麓公園等を候補として検討しています。

4 男女共同参画及び多様な性に対応する内容の追加

令和2年5月に内閣府が作成した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき，男女共同参画担当部局と男女共同参画センターの役割を地域防災計画に位置付けると共に，近年避難所に求められている「女性の視点」について，芦屋市地域防災計画での内容の見直し及び追加を行います。また，芦屋市で令和2年5月に「芦屋市パートナーシップ宣誓制度」が開始されたことを踏まえ，多様な性に対応する内容の追加を行います。

1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策について

芦屋市地域防災計画_新旧対照表【抜粋版】

旧計画（現行版）	新計画（改訂版）	備考																																																		
<p><共通編></p> <p>第2部 災害予防計画</p> <p>第2章 災害復旧活動への備えの充実</p> <p>第6節 避難収容活動</p> <p>第2 避難所等の指定 【市民生活部，教育委員会，各部】</p> <p>1 指定避難所の整備</p> <p>指定避難所とは，地震等の災害による家屋の倒壊，消失など現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校，集会所等既存建築物等に収容し，保護するものである。</p> <p>避難所については，より充実させるため，概ね次により選定，確保するよう検討する。</p> <table border="1" data-bbox="222 741 1299 989"> <tr><td>1</td><td>避難所は，原則として自治会又は学区を単位として設置する。</td></tr> <tr><td>2</td><td>避難所は，原則として耐震・耐火構造の公共建築物（学校，集会所，公民館等）を利用する。</td></tr> <tr><td>3</td><td>避難所の収容基準は，概ね2.0㎡当たり1人とする。</td></tr> <tr><td>4</td><td>避難所は，建て替え，改修時にバリアフリー化を図るとともに，ユニバーサルデザインにも配慮した整備を行う。</td></tr> </table> <p>4 避難所管理運営体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="222 1262 1299 1829"> <tr><td>1</td><td>管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，各避難所別にあらかじめ使用目的に応じた部屋割りを定め，避難所管理運営マニュアルを作成する。</td></tr> <tr><td>2</td><td>管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，避難者名簿管理システムを確立する。</td></tr> <tr><td>3</td><td>防災安全課は，発災直後の食料，水，非常用電源，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資，管理用備品等を備蓄する。</td></tr> <tr><td>4</td><td>施設管理者は，避難所として指定された施設については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</td></tr> <tr><td>5</td><td>施設管理者は，避難所として指定された施設の貯水槽，井戸，マット，通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</td></tr> <tr><td>6</td><td>防災安全課及び福祉部は，集団生活を行うことが困難な高齢者，障がい者等の増加により福祉避難所の確保に努める。</td></tr> <tr><td>7</td><td>防災安全課は，平常時において自主防災組織や市民に対し，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</td></tr> </table>	1	避難所は，原則として自治会又は学区を単位として設置する。	2	避難所は，原則として耐震・耐火構造の公共建築物（学校，集会所，公民館等）を利用する。	3	避難所の収容基準は，概ね2.0㎡当たり1人とする。	4	避難所は，建て替え，改修時にバリアフリー化を図るとともに，ユニバーサルデザインにも配慮した整備を行う。	1	管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，各避難所別にあらかじめ使用目的に応じた部屋割りを定め，避難所管理運営マニュアルを作成する。	2	管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，避難者名簿管理システムを確立する。	3	防災安全課は，発災直後の食料，水，非常用電源，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資，管理用備品等を備蓄する。	4	施設管理者は，避難所として指定された施設については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。	5	施設管理者は，避難所として指定された施設の貯水槽，井戸，マット，通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。	6	防災安全課及び福祉部は，集団生活を行うことが困難な高齢者，障がい者等の増加により福祉避難所の確保に努める。	7	防災安全課は，平常時において自主防災組織や市民に対し，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。	<p><共通編></p> <p>第2部 災害予防計画</p> <p>第2章 災害復旧活動への備えの充実</p> <p>第6節 避難収容活動</p> <p>第2 避難所等の指定 【市民生活部，教育委員会，各部】</p> <p>1 指定避難所の整備</p> <p>指定避難所とは，地震等の災害による家屋の倒壊，消失など現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校，集会所等既存建築物等に収容し，保護するものである。</p> <p>避難所については，より充実させるため，概ね次により選定，確保するよう検討する。</p> <table border="1" data-bbox="1424 741 2502 1077"> <tr><td>1</td><td>避難所は，原則として自治会又は学区を単位として設置する。</td></tr> <tr><td>2</td><td>避難所は，原則として耐震・耐火構造の公共建築物（学校，集会所，公民館等）を利用する。</td></tr> <tr><td>3</td><td>避難所の収容基準は，概ね2.0㎡当たり1人とする。</td></tr> <tr><td>4</td><td><u>感染症対策を講じる場合，他世帯の避難者との間隔をできるだけ2m(最低1m)確保する。</u></td></tr> <tr><td>5</td><td>避難所は，建て替え，改修時にバリアフリー化を図るとともに，ユニバーサルデザインにも配慮した整備を行う。</td></tr> <tr><td>6</td><td><u>必要な場合には，ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u></td></tr> </table> <p><u>また，感染症対策を講じる場合，収容可能人数が従来の約3分の1となるため，各施設の他の部屋及び避難所に指定されていない市の施設の使用を検討する。</u></p> <p>4 避難所管理運営体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1424 1262 2502 1974"> <tr><td>1</td><td>管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，各避難所別にあらかじめ使用目的に応じた部屋割りを定め，避難所管理運営マニュアルを作成する。</td></tr> <tr><td>2</td><td>管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，避難者名簿管理システムを確立する。</td></tr> <tr><td>3</td><td>防災安全課は，発災直後の食料，水，非常用電源，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資，管理用備品及び感染症対策を踏まえた物資等を備蓄する。</td></tr> <tr><td>4</td><td>施設管理者は，避難所として指定された施設については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</td></tr> <tr><td>5</td><td>施設管理者は，避難所として指定された施設の貯水槽，井戸，マット，通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</td></tr> <tr><td>6</td><td>防災安全課及び福祉部は，集団生活を行うことが困難な高齢者，障がい者等の増加により福祉避難所の確保に努める。</td></tr> <tr><td>7</td><td>防災安全課は，平常時において自主防災組織や市民に対し，<u>避難行動及び避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</u></td></tr> <tr><td>8</td><td><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について，感染症患者が発生した場合の対応を含め，統括部，支援対策部医療班，避難所管理班及び学校避難所管理班が連携を行う。受付時の検温等の健康観察実施，身体的距離に配慮した避難所利用及び有症状者の分離等，新たな運営ルールを定め，随時避難所運営マニュアルに反映していく。</u></td></tr> </table>	1	避難所は，原則として自治会又は学区を単位として設置する。	2	避難所は，原則として耐震・耐火構造の公共建築物（学校，集会所，公民館等）を利用する。	3	避難所の収容基準は，概ね2.0㎡当たり1人とする。	4	<u>感染症対策を講じる場合，他世帯の避難者との間隔をできるだけ2m(最低1m)確保する。</u>	5	避難所は，建て替え，改修時にバリアフリー化を図るとともに，ユニバーサルデザインにも配慮した整備を行う。	6	<u>必要な場合には，ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u>	1	管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，各避難所別にあらかじめ使用目的に応じた部屋割りを定め，避難所管理運営マニュアルを作成する。	2	管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，避難者名簿管理システムを確立する。	3	防災安全課は，発災直後の食料，水，非常用電源，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資，管理用備品及び感染症対策を踏まえた物資等を備蓄する。	4	施設管理者は，避難所として指定された施設については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。	5	施設管理者は，避難所として指定された施設の貯水槽，井戸，マット，通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。	6	防災安全課及び福祉部は，集団生活を行うことが困難な高齢者，障がい者等の増加により福祉避難所の確保に努める。	7	防災安全課は，平常時において自主防災組織や市民に対し， <u>避難行動及び避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</u>	8	<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について，感染症患者が発生した場合の対応を含め，統括部，支援対策部医療班，避難所管理班及び学校避難所管理班が連携を行う。受付時の検温等の健康観察実施，身体的距離に配慮した避難所利用及び有症状者の分離等，新たな運営ルールを定め，随時避難所運営マニュアルに反映していく。</u>	<p>改定概要1（2） 感染症対策を踏まえた適切な避難行動の推進</p> <p>改定概要1（3） 衛生物資の備蓄強化</p> <p>改定概要1（2） 感染症対策を踏まえた適切な避難行動の推進 ※補足資料②参照</p> <p>改定概要1（1） 避難所での集団感染を防止するための避難所対策の推進</p>
1	避難所は，原則として自治会又は学区を単位として設置する。																																																			
2	避難所は，原則として耐震・耐火構造の公共建築物（学校，集会所，公民館等）を利用する。																																																			
3	避難所の収容基準は，概ね2.0㎡当たり1人とする。																																																			
4	避難所は，建て替え，改修時にバリアフリー化を図るとともに，ユニバーサルデザインにも配慮した整備を行う。																																																			
1	管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，各避難所別にあらかじめ使用目的に応じた部屋割りを定め，避難所管理運営マニュアルを作成する。																																																			
2	管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，避難者名簿管理システムを確立する。																																																			
3	防災安全課は，発災直後の食料，水，非常用電源，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資，管理用備品等を備蓄する。																																																			
4	施設管理者は，避難所として指定された施設については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。																																																			
5	施設管理者は，避難所として指定された施設の貯水槽，井戸，マット，通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。																																																			
6	防災安全課及び福祉部は，集団生活を行うことが困難な高齢者，障がい者等の増加により福祉避難所の確保に努める。																																																			
7	防災安全課は，平常時において自主防災組織や市民に対し，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。																																																			
1	避難所は，原則として自治会又は学区を単位として設置する。																																																			
2	避難所は，原則として耐震・耐火構造の公共建築物（学校，集会所，公民館等）を利用する。																																																			
3	避難所の収容基準は，概ね2.0㎡当たり1人とする。																																																			
4	<u>感染症対策を講じる場合，他世帯の避難者との間隔をできるだけ2m(最低1m)確保する。</u>																																																			
5	避難所は，建て替え，改修時にバリアフリー化を図るとともに，ユニバーサルデザインにも配慮した整備を行う。																																																			
6	<u>必要な場合には，ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u>																																																			
1	管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，各避難所別にあらかじめ使用目的に応じた部屋割りを定め，避難所管理運営マニュアルを作成する。																																																			
2	管理部，学校教育部，市民生活部，社会教育部は，避難者名簿管理システムを確立する。																																																			
3	防災安全課は，発災直後の食料，水，非常用電源，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資，管理用備品及び感染症対策を踏まえた物資等を備蓄する。																																																			
4	施設管理者は，避難所として指定された施設については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。																																																			
5	施設管理者は，避難所として指定された施設の貯水槽，井戸，マット，通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。																																																			
6	防災安全課及び福祉部は，集団生活を行うことが困難な高齢者，障がい者等の増加により福祉避難所の確保に努める。																																																			
7	防災安全課は，平常時において自主防災組織や市民に対し， <u>避難行動及び避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</u>																																																			
8	<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について，感染症患者が発生した場合の対応を含め，統括部，支援対策部医療班，避難所管理班及び学校避難所管理班が連携を行う。受付時の検温等の健康観察実施，身体的距離に配慮した避難所利用及び有症状者の分離等，新たな運営ルールを定め，随時避難所運営マニュアルに反映していく。</u>																																																			

旧計画（現行版）	新計画（改訂版）	備考								
<p><風水害対策編><地震・津波災害対策編></p> <p>第7章 自発的支援の受入れ</p> <p>第1節 災害ボランティア受入れ計画</p> <p>第1 災害ボランティアセンター</p> <table border="1" data-bbox="219 369 1299 1012"> <tr> <td data-bbox="219 369 442 693">開設</td> <td data-bbox="442 369 1299 693"> ①災害発生後、支援対策部ボランティア班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。 ②ボランティア団体及びNPO等の活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。 ③支援対策部ボランティア班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 693 442 1012">業務</td> <td data-bbox="442 693 1299 1012"> ①ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。 ②自らの判断及び市民並びに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、ボランティア団体及びNPO等の活動の調整を行う。 ③ボランティア団体及びNPO等の情報収集及び調整を行う。 ④ボランティア団体及びNPO等の募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。 </td> </tr> </table> <p>第8章 遺体対応，感染症対策，保健衛生等に関する活動</p> <p>第2節 感染症対策活動計画</p> <p>第1 感染症対策活動</p> <p>7 避難所の感染症対策指導等 【支援対策部衛生班】</p> <p>県感染症対策職員の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、うがい、手洗いの励行等指導の徹底を期する。</p> <p>なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。</p>	開設	①災害発生後、支援対策部ボランティア班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。 ②ボランティア団体及びNPO等の活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。 ③支援対策部ボランティア班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。	業務	①ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。 ②自らの判断及び市民並びに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、ボランティア団体及びNPO等の活動の調整を行う。 ③ボランティア団体及びNPO等の情報収集及び調整を行う。 ④ボランティア団体及びNPO等の募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。	<p><風水害対策編><地震・津波災害対策編></p> <p>第7章 自発的支援の受入れ</p> <p>第1節 災害ボランティア受入れ計画</p> <p>第1 災害ボランティアセンター</p> <table border="1" data-bbox="1421 369 2502 1146"> <tr> <td data-bbox="1421 369 1644 693">開設</td> <td data-bbox="1644 369 2502 693"> ①災害発生後、支援対策部ボランティア班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。 ②ボランティア団体及びNPO等の活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。 ③支援対策部ボランティア班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1421 693 1644 1146">業務</td> <td data-bbox="1644 693 2502 1146"> ①ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。 ②自らの判断及び市民並びに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、ボランティア団体及びNPO等の活動の調整を行う。 ③ボランティア団体及びNPO等の情報収集及び調整を行う。 ④ボランティア団体及びNPO等の募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。 ⑤<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、定期的な健康管理の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。</u> </td> </tr> </table> <p>第8章 遺体対応，感染症対策，保健衛生等に関する活動</p> <p>第2節 感染症対策活動計画</p> <p>第1 感染症対策活動</p> <p>7 避難所の感染症対策指導等 【支援対策部衛生班，避難対策部医療班】</p> <p><u>「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(兵庫県)等を参考に、避難所，福祉避難所における新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、円滑な避難所の開設及び運営体制の構築に努めるとともに、県感染症対策職員の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、うがい、手洗いの励行等指導の徹底を期する。</u></p> <p>なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。</p>	開設	①災害発生後、支援対策部ボランティア班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。 ②ボランティア団体及びNPO等の活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。 ③支援対策部ボランティア班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。	業務	①ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。 ②自らの判断及び市民並びに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、ボランティア団体及びNPO等の活動の調整を行う。 ③ボランティア団体及びNPO等の情報収集及び調整を行う。 ④ボランティア団体及びNPO等の募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。 ⑤ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、定期的な健康管理の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。</u>	<p>改定概要1(4) 災害時の職員やボランティアの派遣・受け入れ時の対策の強化</p> <p>改定概要1(1) 避難所での集団感染を防止するための避難所対策の推進</p> <p>資料編において避難所運営のルール見本を掲載すると共に、避難所運営マニュアルの内容を各班行動マニュアルに反映させる。 ※補足資料①参照</p>
開設	①災害発生後、支援対策部ボランティア班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。 ②ボランティア団体及びNPO等の活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。 ③支援対策部ボランティア班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。									
業務	①ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。 ②自らの判断及び市民並びに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、ボランティア団体及びNPO等の活動の調整を行う。 ③ボランティア団体及びNPO等の情報収集及び調整を行う。 ④ボランティア団体及びNPO等の募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。									
開設	①災害発生後、支援対策部ボランティア班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。 ②ボランティア団体及びNPO等の活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。 ③支援対策部ボランティア班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。									
業務	①ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。 ②自らの判断及び市民並びに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、ボランティア団体及びNPO等の活動の調整を行う。 ③ボランティア団体及びNPO等の情報収集及び調整を行う。 ④ボランティア団体及びNPO等の募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。 ⑤ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、定期的な健康管理の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。</u>									

2 洪水浸水想定区域の指定に伴う要配慮者利用施設の名称及び所在地の記載

芦屋市地域防災計画_新旧対照表【抜粋版】

旧計画（現行版）	新計画（改訂版）	備考																																												
<p><共通編> 第2部 災害予防計画 第2章 災害復旧活動への備えの充実 第2節 避難収容活動 第4 要配慮者対策 6 防災上の配慮を要する者が利用する施設 (1) 土砂災害警戒区域</p> <table border="1" data-bbox="172 655 1320 1073"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>情報伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日ヶ丘幼稚園</td> <td>朝日ヶ丘町10-3</td> <td rowspan="9">電話・FAX・戸別受信機・緊急告知ラジオ・J:COM 防災情報サービス</td> </tr> <tr> <td>市立芦屋病院</td> <td>朝日ヶ丘町39-1</td> </tr> <tr> <td>あしや聖徳園</td> <td>六麓荘町3-57</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム和風園</td> <td>朝日ヶ丘町39-20</td> </tr> <tr> <td>甲南中学校</td> <td>山手町31-3</td> </tr> <tr> <td>甲南高等学校</td> <td>山手町31-3</td> </tr> <tr> <td>山手中学校</td> <td>三条町39-10</td> </tr> <tr> <td>三条デイサービスセンター</td> <td>三条町39-20</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	情報伝達方法	朝日ヶ丘幼稚園	朝日ヶ丘町10-3	電話・FAX・戸別受信機・緊急告知ラジオ・J:COM 防災情報サービス	市立芦屋病院	朝日ヶ丘町39-1	あしや聖徳園	六麓荘町3-57	養護老人ホーム和風園	朝日ヶ丘町39-20	甲南中学校	山手町31-3	甲南高等学校	山手町31-3	山手中学校	三条町39-10	三条デイサービスセンター	三条町39-20	<p>第2部 災害予防計画 第2章 災害復旧活動への備えの充実 第2節 災害応急活動体制 第4 要配慮者対策 6 防災上の配慮を要する者が利用する施設 (1) 土砂災害警戒区域</p> <table border="1" data-bbox="1374 655 2522 1163"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>情報伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日ヶ丘幼稚園</td> <td>朝日ヶ丘町10-3</td> <td rowspan="10">電話・FAX・戸別受信機・緊急告知ラジオ・J:COM 防災情報サービス</td> </tr> <tr> <td>市立芦屋病院</td> <td>朝日ヶ丘町39-1</td> </tr> <tr> <td>あしや聖徳園</td> <td>六麓荘町3-57</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム和風園</td> <td>朝日ヶ丘町39-20</td> </tr> <tr> <td>甲南中学校</td> <td>山手町31-3</td> </tr> <tr> <td>甲南高等学校</td> <td>山手町31-3</td> </tr> <tr> <td>山手中学校</td> <td>三条町39-10</td> </tr> <tr> <td>三条デイサービスセンター</td> <td>三条町39-20</td> </tr> <tr> <td>あゆみ保育園</td> <td>東山町30-3</td> </tr> <tr> <td>HANA保育園</td> <td>朝日ヶ丘町24-7</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	情報伝達方法	朝日ヶ丘幼稚園	朝日ヶ丘町10-3	電話・FAX・戸別受信機・緊急告知ラジオ・J:COM 防災情報サービス	市立芦屋病院	朝日ヶ丘町39-1	あしや聖徳園	六麓荘町3-57	養護老人ホーム和風園	朝日ヶ丘町39-20	甲南中学校	山手町31-3	甲南高等学校	山手町31-3	山手中学校	三条町39-10	三条デイサービスセンター	三条町39-20	あゆみ保育園	東山町30-3	HANA保育園	朝日ヶ丘町24-7	<p>改定概要2 最新の情報を反映</p>
施設名称	所在地	情報伝達方法																																												
朝日ヶ丘幼稚園	朝日ヶ丘町10-3	電話・FAX・戸別受信機・緊急告知ラジオ・J:COM 防災情報サービス																																												
市立芦屋病院	朝日ヶ丘町39-1																																													
あしや聖徳園	六麓荘町3-57																																													
養護老人ホーム和風園	朝日ヶ丘町39-20																																													
甲南中学校	山手町31-3																																													
甲南高等学校	山手町31-3																																													
山手中学校	三条町39-10																																													
三条デイサービスセンター	三条町39-20																																													
施設名称	所在地		情報伝達方法																																											
朝日ヶ丘幼稚園	朝日ヶ丘町10-3	電話・FAX・戸別受信機・緊急告知ラジオ・J:COM 防災情報サービス																																												
市立芦屋病院	朝日ヶ丘町39-1																																													
あしや聖徳園	六麓荘町3-57																																													
養護老人ホーム和風園	朝日ヶ丘町39-20																																													
甲南中学校	山手町31-3																																													
甲南高等学校	山手町31-3																																													
山手中学校	三条町39-10																																													
三条デイサービスセンター	三条町39-20																																													
あゆみ保育園	東山町30-3																																													
HANA保育園	朝日ヶ丘町24-7																																													

洪水浸水想定区域内の施設（令和2年度修正にて初掲載）

施設名称	所在地	情報伝達方法
エルホーム芦屋	浜町12-3	電話・FAX・戸別受信機・緊急告知ラジオ・J:COM 防災情報サービス
エルステイ芦屋	浜町12-3	
エルライフ芦屋	浜町12-3	
ロングライフ芦屋	業平町2-18	
グランダ芦屋	上宮川町1-14	
リハビリホームくらら芦屋	川西町7-15	
芦屋ケアセンターそよ風	松浜町13-18	
ライラック・シーど・はまゆう・ぷらんつ	浜町6-9	
ワーク・キューブ	公光町3-4	
ウィズ芦屋	伊勢町4-21	
食楽弁当	宮塚町11-18	
むすび芦屋	船戸町4-1	
合同会社 るびなす	清水町9-5	
KID ACADEMY芦屋校	大榭町1-23	
LAMP	伊勢町2-21	
放課後デイサービス 南天	松ノ内町4-10	
さんさんキッズ	大東町8-26	
まいきつず芦屋精道	精道町10-17	
ひまわり	竹園町1-17	
のぞみ 芦屋	打出小槌町2-3	
エデュクール親王塚	親王塚町13-15	
ECC学童スクール芦屋校	大原町2-6	
打出保育所	宮川町4-10	
さくら保育園	大榭町2-15	
山手夢保育園	東芦屋町6-10	
茶屋保育園	茶屋之町5-15	
あゆみSEIDO保育園	精道町12-14	
ニチイキッズ芦屋保育園	業平町8-17	
芦屋・小野レディースクリニック	清水町2-8	
芦屋坂井瑠美クリニック	浜芦屋町10-13	
宮川幼稚園	浜町1-20	

施設名称	所在地	情報伝達方法
伊勢幼稚園 (令和2年度で閉園)	伊勢町13-14	電話・FAX・戸別受信機・緊急告知ラジオ・J:COM 防災情報サービス
愛光幼稚園	公光町2-10	
宮川小学校	浜町1-9	
なかよし学級さくら・ひつじ (宮川小学校)	浜町1-9	
精道中学校	南宮町9-7	
芦屋高等学校	宮川町6-3	
専修学校 クラーク高等学院芦屋校	公光町1-18	

4 宅地における土砂・がれき撤去について

<p><風水害対策編><地震・津波災害対策編></p> <p>第1部 災害応急対策計画</p> <p>第5章 避難収容活動</p> <p>第3節 応急住宅対策計画</p> <p>第4 住宅の応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 実施責任</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td>災害救助法が適用された場合における「被災した住宅の応急修理」及び「障害物の除去」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。</td> </tr> </table> <p>2 災害救助法が適用された場合の実施基準</p> <p>災害救助法による「被災した住宅の応急修理」及び「障害物の除去」の実施基準は、下記のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編参照 →</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">応急-E4-7</td> <td style="padding: 2px;">災害救助法による「被災した住宅の応急修理」の実施基準</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">応急-E3-2</td> <td style="padding: 2px;">災害救助法による「障害物の除去」の実施基準</td> </tr> </table> </div> <p>3 実施方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住宅の応急処理</td> <td style="padding: 5px;">建設部現地情報班は、住宅の応急修理を希望する市民を受付け、調査を実施した上で、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">障害物の除去</td> <td style="padding: 5px;">建設部倒壊家屋解体撤去班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。実施の方法は、上記に準じる。</td> </tr> </table>	1	災害救助法が適用された場合における「被災した住宅の応急修理」及び「障害物の除去」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。	2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。	応急-E4-7	災害救助法による「被災した住宅の応急修理」の実施基準	応急-E3-2	災害救助法による「障害物の除去」の実施基準	住宅の応急処理	建設部現地情報班は、住宅の応急修理を希望する市民を受付け、調査を実施した上で、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。	障害物の除去	建設部倒壊家屋解体撤去班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。実施の方法は、上記に準じる。	<p><風水害対策編><地震・津波災害対策編></p> <p>第1部 災害応急対策計画</p> <p>第5章 避難収容活動</p> <p>第3節 応急住宅対策計画</p> <p>第4 住宅の応急修理及び障害物の除去</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(同左)</p> <p>3 災害救助法が適用されない場合の実施基準</p> <p>災害救助法が適用されない場合の「被災した住宅の応急修理」及び「障害物の除去」の実施基準は、下記のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編参照 →</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">応急-E3-3</td> <td style="padding: 2px;">災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">支援制度の選定フロー</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">撤去の実施項目</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(同左※番号のみ修正)</p>	応急-E3-3	災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準		支援制度の選定フロー		撤去の実施項目
1	災害救助法が適用された場合における「被災した住宅の応急修理」及び「障害物の除去」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。																		
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。																		
応急-E4-7	災害救助法による「被災した住宅の応急修理」の実施基準																		
応急-E3-2	災害救助法による「障害物の除去」の実施基準																		
住宅の応急処理	建設部現地情報班は、住宅の応急修理を希望する市民を受付け、調査を実施した上で、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。																		
障害物の除去	建設部倒壊家屋解体撤去班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。実施の方法は、上記に準じる。																		
応急-E3-3	災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準																		
	支援制度の選定フロー																		
	撤去の実施項目																		

4 宅地における土砂・がれき撤去について<資料編>（令和2年度修正にて初掲載）

応急-E3-3 災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準

	災害救助法が適用されない場合		※参考 災害救助法が適用される場合
内容	堆積土砂排除事業	災害等廃棄物処理事業	障害物の除去
適用	都市災害復旧事業国庫補助	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助	災害救助法
所管官庁	国土交通省	環境省	内閣府防災担当
実施主体	市区町村	市区町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	都道府県又は救助実施市 （事務委託を受けた場合は市区町村）
趣旨	<p>○暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、公共土木施設（公園）、都市計画区域内における都市施設（街路、都市排水施設等）が被害を受けた場合</p> <p>○市街地に多量の土砂が堆積した場合</p> <p>○火山の爆発に伴い、公園、宅地等に多量の降灰があった場合</p> <p>上記の場合に国は災害復旧事業、堆積土砂排除事業及び降灰除去事業を行う地方公共団体に支援を行うことにより、民生の安定を図り、公共の福祉を確保するもの（都市災害復旧事業）</p>	<p>暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援するもの</p>	<p>生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的とする</p>
採択要件	<p>市町村の市街地における</p> <p>(a)堆積土砂の総量が30,000㎡以上</p> <p>(b)一団をなす堆積土砂が2,000㎡以上</p> <p>(c)50m以内の間隔で連続する土砂が2,000㎡以上のいずれかの場合において、市町村長が</p> <p>①市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂</p> <p>②市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂を排除する事業の範囲</p>	<p>・政令指定都市：事業費80万円以上</p> <p>・その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの</p> <p>○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの</p> <p>○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p> <p>○地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし）</p> <p>○積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上</p> <p>○その他：異常な天然現象によるもの 等</p>	<p>半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹土等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者</p> <p>※災害救助法自体の要件ではない</p>
対象エリア	<p>市町村区域内の市街地※1</p> <p>※1 都市計画区域内及び同区域外の集落地（独立した家屋が10戸以上隣接）</p>	市町村	市町村
適用対象となる障害物・事業	土砂、泥土、砂礫、岩石、樹木等	<p>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</p> <p>○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む）</p> <p>○仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</p>	住家及びその周辺の障害物
宅地からの除去	△（土砂の放置が公益上重大な支障となる場合は対象）	△（市区町村が行う場合は補助対象）	△（日常生活上欠くことのできない場所のみ補助対象）
集積場への運搬	△（土砂の放置が公益上重大な支障となる場合は対象）	○（補助対象）	○（補助対象）
処分場への運搬	○（補助対象）	○（補助対象）	○（補助対象）
負担割合	1/2	1/2	1世帯当たり 137,900円以内

5 男女共同参画及び多様な性に対応する内容の追加

芦屋市地域防災計画_新旧対照表【抜粋版】

旧計画（現行版）	新計画（改訂版）	備考		
<p><共通編></p> <p>第2部 災害予防計画</p> <p>第2章 災害復旧活動への備えの充実</p> <p>第6節 避難収容活動</p> <p>第2 避難所等の指定 【市民生活部，教育委員会，各部】</p> <p><風水害対策編><地震・津波災害対策編></p> <p>第5章 避難収容活動</p> <p>第2節 避難所計画</p> <p>第4 避難所の環境保護の方針</p>	<p><共通編></p> <p>第2部 災害予防計画</p> <p>第2章 災害復旧活動への備えの充実</p> <p>第6節 避難収容活動</p> <p>第2 避難所等の指定 【市民生活部，教育委員会，各部】</p> <p>4 避難所管理運営体制の整備</p> <p>※1～8の項目については，本資料の1ページ目に記載</p> <table border="1" data-bbox="1424 646 2504 739"> <tr> <td data-bbox="1424 646 1495 739">9</td> <td data-bbox="1495 646 2504 739">男女共同参画及び多様性の配慮の視点から，避難所の運営管理等について，防災担当部局と男女共同参画担当及び人権担当部局との連携に努める。</td> </tr> </table> <p><風水害対策編><地震・津波災害対策編></p> <p>第5章 避難収容活動</p> <p>第2節 避難所計画</p> <p>第4 避難所の環境保護の方針</p> <p>5 女性や子ども，性的少数者等に対する対応</p> <p>(1) 平常時における男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく防災対策</p> <p><u>防災知識の普及・訓練を実施する際は，男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図る。</u></p> <p><u>また，女性や子ども，性的少数者等に配慮した環境整備として，防災安全課は必要と考えられる物資の備蓄に努める。また，人権・男女共生課は啓発紙やセミナー等の開催を通じて，男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。</u></p> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p><u>平常時より，人権・男女共生課が中心となり，市内で活動する子育て支援団体や女性団体，全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え，正確な情報の発信や有用な情報の共有，大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握に努める。</u></p>	9	男女共同参画及び多様性の配慮の視点から，避難所の運営管理等について，防災担当部局と男女共同参画担当及び人権担当部局との連携に努める。	<p>改定概要5</p> <p>※男女共同参画の視点に基づいた防災対策については，既に地域防災計画の各所に記載があります</p>
9	男女共同参画及び多様性の配慮の視点から，避難所の運営管理等について，防災担当部局と男女共同参画担当及び人権担当部局との連携に努める。			

避難所全体のルール 見本

この避難所の共通のルールは、次の通りです。
避難する方は、守るように心がけてください。

避難所運営委員会

【基本的事項】

- ◆ この避難所は、地域の防災拠点です。
- ◆ 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- ◆ 避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とします。
- ◆ 感染症対策を含め、避難所におけるルールを遵守し、安心できる避難所運営にご協力をお願いします。

【避難所入所時】

- ◆ マスクを着用し、十分な間隔（できる限り2m（最低でも1m））を空けて並んでください。
- ◆ 検温窓口で手指消毒を行い、体温測定を行ってください。
- ◆ 受付窓口で「避難者カード」、 「健康チェックシート」を記入してください。
- ◆ 避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。
 - ・ 避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。
 - ・ 犬・猫など動物類は決められた場所で飼育していただくようお願いします。
- ◆ 「健康管理表」をお渡しします。入所後も保管し、体調を継続して記入してください。
- ◆ 避難所内での各ルールを確認してください。
- ◆ 避難所スタッフの指示に従い、指定されたルートを通り、居住スペースへ入所してください。

【避難所使用上のルール】

- ◆ 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自袋に入れて保管します。また、スリッパ等の室内履きは共有しないようにしましょう。
- ◆ 有症状者等は一般避難スペースに、一般避難者は分離室に絶対に近づかないでください。
- ◆ 職員室、保健室など、施設管理や避難者全員のために必要となる部屋には、避難できません。被害があつて危険な部屋も同様に避難できません。
 - ・ 「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等のはり紙の内容には必ず従ってください。
 - ・ 衛生の面から、定期的に生活スペースを移動しますので、ご協力ください。
- ◆ 感染症対策のため、避難所は定期的に換気を行います。
- ◆ 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- ◆ 車での避難はできません。

このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で見直しを行います。

共同生活上のルール

区 分	内 容
基本的な 感染予防の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>原則マスクを着用しましょう。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆いましょう。また、咄嗟に咳が出るときは袖や上着の内側で覆いましょう。また、食事などでマスクを外した時はポケットに入れたり、机などに放置したりしないようにしましょう。</u> ● <u>食事の前、トイレ使用時、マスクを触った後など、こまめに手を洗い、消毒液で消毒しましょう。</u>
健康チェック	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>「健康管理表」に毎日、自身の健康状態を記入してください。</u> ● <u>熱がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所スタッフに申し出てください。</u> <u>また、それ以外でも咳やのどの痛み、嘔吐、下痢が続くなど、感染症が疑われる場合についても申し出てください。</u>
人との接触	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>飛沫感染を防止するため、他の避難者とはできる限り2m（最低1m）離れ、向かい合わせではなく背を向けて座るようにしましょう。</u> ● <u>面談する場合は、できる限り2m（最低1m）あけて、テーブルなどでは向かい合わせにならないように着席し、長時間にならないようにしましょう。</u> ● <u>感染の可能性のある人に接触したら、マスクを取り替え、手洗いし、衣服も着替えるか消毒してください。</u>
食事・炊き出し	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>食事は家族単位で、向かい合わせではなく、同じ方向に並んで座るようにしましょう。ほかの避難者と集まって食べないようにしてください。</u> ● <u>袋入りの食べ物は、手でちぎって食べたりせず、直接食べましょう。</u> ● <u>アレルギーのある方は、避難所で配給する食べ物については、必ず確認してから食べていただきますようお願いいたします。</u> ● <u>炊き出しや配食に従事する場合は、手を洗い消毒液で消毒しましょう。また、ゴム手袋及びマスクを装着しましょう。</u> ● <u>容器や食器は基本的に使い捨てですが、調達できない場合は、都度、食器をラッピングするなどの工夫をして、再利用します。それも難しい場合は、各自の用いる食器を特定し、各自で洗浄します。</u>
生活時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 起床時間： 時 分 ● 消灯時間： 時 分 <ul style="list-style-type: none"> * 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。 * 職員室などは、防犯のため点灯したままとします。 ● 食事時間 朝食： 時 分 昼食： 時 分 夕食： 時 分 <ul style="list-style-type: none"> * 食料の配付は、世帯ごとで行います。 ● 伝言時間： 時で終了します。 ● 電話受信：午前 時から午後 時 <ul style="list-style-type: none"> * 伝言については、伝言板でお知らせします。

共同生活上のルール

区 分	内 容
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> ● 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ● 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、人の良識に基づいて使用し、長時間の占有を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。
清 掃	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯単位の割当スペースについては、原則として世帯ごとに責任を持って清掃します。 ● 世帯スペース間の通路など、<u>共用する部分については、相互に協力して清掃します。</u> ● <u>避難所を退所する際にも、避難スペースの掃除をしてください。</u> ● 避難所全体で使用する共用部分については、救護・衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。 ● トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。 ● <u>嘔吐者が出た場合は、消毒液や塩素系漂白剤で消毒しましょう。また、嘔吐などで汚染した衣類も感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。</u>
ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの分別を行ってください。 ● マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「<u>ごみに直接触れない</u>」「<u>ごみ袋はしっかりしばって封をする</u>」「<u>ごみを捨てた後は手を洗う</u>」ことを心がけてください。 ● 世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 ● 共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもって捨てます。
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにします。 ● 居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう使用する場合には、イヤホンを使用してください。 ● 携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、特に夜間は居室内で使用しないでください。
<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>手洗い時のタオルは、各自の持ち物を使用してください。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後にゴミ袋に廃棄して、他の人に触れないようにしてください。</u> ● <u>エコノミークラス症候群予防のため、ストレッチを行うなど適度な運動に努めましょう。</u> ● <u>外出から戻った際は、上着・荷物・カバン等は部屋に持ち込む前に入口の外でほこりを払い、濡れているときはふきましょう。</u> ● <u>感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きは必ずしましょう。</u> ● <u>感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にしてください。</u>



そんなとき自然災害が起こったらどうしたらいいの？

一人ひとりが次のような自助としての感染症対策をしましょう。

対策 1

避難所などへの避難が必要か確認しましょう

自宅に災害による被害の危険性がある場合は「立ち退き避難」の必要があります。感染リスクを恐れて、避難行動を躊躇することのないようにしましょう。

※ただし、住まいの状況（例：堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合等）によって、自宅で安全確保ができる場合、「立ち退き避難」の必要はありません。

芦屋市防災情報マップで自宅の危険性を確かめよう！



芦屋市 Web 版 防災情報マップ



対策 2

在宅避難をしましょう

避難所などへの避難の必要がないと判断したら、「在宅避難」をしましょう。

自宅で十分な安全確保ができること、備蓄食料があること、ライフラインが途絶しても対応できることなどが、「在宅避難」では重要となります。



対策 3

安全な地域の親せきなどの家への避難も検討しましょう

避難が必要と判断した場合でも、必ずしも「避難所」へ避難する必要はありません。

安全な地域にいる親せきや友人、知人の家への避難も検討しましょう。

事前に相談！
早めの移動！
が重要だね



対策 4

避難所などへ避難する場合は、感染症対策物品を持参しましょう

感染を防止するために次のような物品を非常持出品に加えておきましょう。また、定期的に換気が行われる避難所での寒さ対策として、上着を用意して避難しましょう。

チェック



マスク・ハンカチ



体温計



アルコール消毒



ウェットティッシュ



上履き・スリッパ



ハンドソープ・固形石鹸



ビニール袋

Q 症状がある人と一緒に過ごすの？

A 受付で避難者の手指消毒・検温などの健康チェックを行います。また、体調不良者や濃厚接触者の動線や避難スペース、トイレは他の避難者と分離します。
(避難所によって分離の方法は異なります。)

Q 避難所内の感染対策は？

- A**
- ① 避難スペースは、他世帯の避難者との間隔をできる限り2メートル（最低1メートル）確保した区割りで設定します。
 - ② 十分な換気を行うため、定期的な換気を実施します。
 - ③ トイレなどの共用部分は、定期的な消毒・清掃を徹底します。

Q 避難所で避難者が気を付けることは？

A 手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット（マスクの着用）を徹底してください。また、避難スペースではスリッパなど内履きを徹底し、外靴は各自が靴袋で管理してください。
その他安心できる避難所運営にご協力をお願いします。

災害時に市からの情報を確実にお届け
あしや防災ネットに登録を！

登録いただいたスマホ、携帯電話、パソコンなどのメールに災害情報を発信しています。是非ご登録ください。

登録方法

メールで
災害情報が
届きます！

空メール

From ***@****.***

To ashिया@bosai.net

件名

① 【件名】と【本文】欄は空欄のまま、ashिया@bosai.net にメール送信をすると...

返信メール

② このようなメールが届きます！

From info@bosai.net

To ***@****.***

件名 【仮登録】情報メール受信

下記 URL よりかんたん登録の手続きをお願いします。

※この URL の有効期限は7日間です。7日以内に手続きを完了してください。

※情報メールの受信をご利用される前に必ず利用規約をお読み下さい。

利用規約 (必須)

http://bosai.net/****

■利用規約に同意して登録する

http://bosai.net/****

③ まず、利用規約を必ず読んでいただいてから...

④ 同意されましたら、こちらの URL を選択し、登録完了画面にお進みください！

登録完了画面

あしや防災ネット

◆登録内容の確認◆
以下のとおり登録されました。

◆緊急情報メール◆

- ・あしや防災ネット
- ◆お知らせメール◆
- ・あしや防災ネット
- ◆気象情報メール◆
- ◆地震情報◆
- ・兵庫県全域
- ◆津波注意報・警報◆
- ・兵庫県瀬戸内海沿岸
- ・淡路島南部
- ◆気象警報・土砂災害警戒情報◆
- ・芦屋市
- ◆河川洪水予報◆
(受信しない)

⑤ この画面が表示されれば登録は完了です！

完了！

変更・解除する

QRコードで
登録簡単♪

今後は、感染症対策の課題に対応していくため、市内の避難所以外の公共施設や企業の福利厚生施設等の活用も検討中です。また、感染症対策を踏まえた避難所の開設運営について、訓練にて検証を行っていますが、感染症対策を実施した上でも、避難所ではある程度の感染リスクの可能性はあります。
だからこそ…災害が起こったとき少しでも不安にならないように、一人ひとりが“自助としての感染症対策”を徹底しましょう！

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設 とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。
 ※ 上図は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）に「**要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き**」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している**土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域等の指定に関すること

施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正に関すること

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

令和元年度事業報告・令和2年度事業報告

令和元年度事業報告

1 防災総合訓練

日時：令和元年度9月1日（日）9：00～13：00

会場：芦屋大学

参加者：740人

実施内容

- ・地元町内会や芦屋大学を中心とした委員会形式で企画実施
- ・関係機関の展示ブース（21箇所）
- ・避難所開設訓練，防災講演，災害食グランプリを実施

2 地域の防災活動推進

地域防災訓練，地域イベント，出前講座の実施回数

事業名	対象	回数
地域防災訓練	自主防災会・コミスク等	29回
地域イベント	市民等	2回
出前講座等	地域団体・自治会等	13回

兵庫県のモデル事業として以下の地域防災啓発事業を実施

事業名	概要
防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業（令和元年6月～3月）	福祉専門職による平常時のケアプラン作成に合わせて、自主防災組織等が福祉専門職の協力を得ながら個別支援計画を作成した
マイ避難カード作成支援事業（令和2年1月）	住民の主体的な避難行動を確保するために、ワークショップやまち歩きを通じて、避難のタイミングや危険個所を把握し、マイ避難カードを作成した

3 防災士養成講座の開催

第4次総合計画（後期計画）では、令和2年度までに一般事務職及び一般技術等に占める資格取得者の割合を25%とする目標を設定している。

令和元年度の防災士養成講座により新たに防災士となった24名を含め、目標値である25%（25.6%）を達成し、資格保有者は123人となった。

令和元年度 芦屋市防災士養成講座 カリキュラム

令和元年10月26日(土)	
NPO 法人日本防災士機構 理事 甘中 繁雄 氏	防災士制度創設の経緯とその担うべき役割について
芦屋市都市建設部防災安全課 課長 石濱 晃生 氏	芦屋市の過去の災害と現在の取り組み状況について
神戸大学 名誉教授 沖村 孝 氏	近年の豪雨による水害・土砂災害発生 ～メカニズムの解明と犠牲者ゼロを目指して～
神戸地方気象台 防災管理官 太田 貴郎 氏	地震+津波等の発生メカニズムとその対応について
令和元年11月9日(土)	
兵庫県広域防災センター 防災教育専門員 田中 健一 氏	避難所運営ワークショップ(講義及び演習)について
高知県立大学 大学院看護学研究科 教授 神原 咲子 氏	地域防災のための保健医療福祉について
ひょうごボランティアプラザ 所長 高橋 守雄 氏	災害とボランティア ～支援する人を支援する社会を目指して～
令和元年11月23日(土)	
兵庫県・砂防課砂防班 班長 野邊 正彦 氏	土砂災害警戒区域について
東京大学生産技術研究所 准教授 沼田 宗純 氏	地域の自主防災組織における危機管理とタイムラインについて
国土舘大学防災・救急救助総合研究所 (元NHK解説委員) 教授 山崎 登 氏	災害情報が命を救う
関西大学社会安全学部 教授 山崎 栄一 氏	災害時の生活支援制度・被災者生活・災害時要援護者対策
防災士資格取得試験	50分間, 30問(3択式)

4 高潮防災情報マップの作成及び周知

平成27年7月の水防法改正に伴い、兵庫県は令和元年8月、兵庫県大阪湾沿岸の尼崎市、西宮市、芦屋市の「想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域」を公表した。この公表に基づき高潮防災情報マップの作成を行い、令和元年12月に全戸配布を行った。

令和元年度はその他に、2種類のマップを作成した。

【6月】芦屋市防災情報マップ(土砂災害・津波)を作成し全戸配布。

【3月】芦屋市防災情報マップ(携帯版)を作成し、訓練等で啓発物として配布を実施。

5 防災行政無線改良工事の実施

防災行政無線スピーカーの改良・新設・移設を実施。1箇所移設，6箇所新設を行ない，市内の防災行政無線の設置箇所は合計45箇所となった。

【事業概要】

防災行政無線スピーカー改良工事 39箇所（移設1箇所含む）
 防災行政無線スピーカー新設工事 6箇所

【移設箇所】

- ・市営南芦屋浜団地集会所 → 親水緑地（南浜町：潮芦屋交流センター裏）

【新設箇所】

- ・芦屋大学（六麓荘町）
- ・奥山広場（奥山）
- ・第四工区配水池（奥池町）
- ・芦有ドライブウェイ芦屋ゲート駐車場（奥池南町）
- ・甲南高等学校・中学校（山手町）
- ・松ノ内公園（松ノ内町）

6 水面監視カメラ設置工事

以下，4箇所に水面監視カメラの設置を完了した。

- ・宮川右岸（呉川町）
- ・宮川河口左岸（高浜町）
- ・南芦屋浜南護岸（涼風町）
- ・南芦屋浜東護岸（涼風町）

7 災害協定締結

令和元年度に締結した協定

協定名	締結先	締結日
災害時等における避難所での資機材等の供給に関する協定	株式会社タカオカ	令和元年7月1日
災害時等における物資輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社	令和元年9月10日
災害時等における避難所での毛布の共有に関する協定	足立織物株式会社	令和元年9月10日
災害時における物資供給に関する協定	極東産機株式会社	令和元年9月10日

災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定 (締結先名変更)	大阪広域生コンクリート協同組合	令和元年10月7日
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会	令和元年10月8日
災害時等における応急対策業務に関する協定(内容更新)	芦屋建設業組合	令和2年1月17日
災害時等における応急対策業務に関する協定(内容更新)	芦屋土木まちづくり共同組合 瀧風会	令和2年1月17日

災害協定締結自治体との連携

令和元年11月、福岡県大野城市の「大野城市民総ぐるみ防災訓練」や市内施設の視察を行うと共に、大野城市職員と意見交換や市長との懇談を行った。

また、令和2年3月には宮城県石巻市の「石巻市防災フェア2020」及び市内復興状況の視察、意見交換等を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

令和2年度事業報告 ※実施中も含まれます

感染症対策を踏まえた避難所開設マニュアルの作成

従来の避難所開設マニュアルに感染症対策を踏まえた内容を追加し、避難所対応を行う職員を集めた検証訓練を6月に精道小学校で実施した。また、その検証訓練の内容を反映してマニュアルを修正し、8月に潮見小学校で地域住民を交えた検証訓練を実施した。

感染症対策を踏まえた避難スペースの拡充

本市では主に公共施設の避難所を市内43箇所指定しているが、避難所は3つの密(密閉、密集、密接)になりやすく感染が拡大しやすい環境にあるため、様々な被災状況を想定し、既に指定してある避難所に加えて新たな避難スペースの確保が必要になったことから、芦屋市内のホテルや寄宿舍、教会などに依頼を行っている。また、既存の避難所に関しても、現在使用予定としている場所の他にも活用できるスペースがないかを確認し、民間企業に対してはスペース拡充の相談を行っている。

山手中学校への耐震性貯水槽設置に関する詳細設計

山手中学校のグラウンド整備工事に伴い令和3年にグラウンド部分に耐震性貯水槽を設置する為の詳細設計を行う。

地区防災計画の推進

津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域を中心に地区防災計画の策定を推進するため、当該区域の自治会等を中心にワークショップ等を開催する。

令和2年度 防災総合訓練

2021年1月31日に市民向けにオンライン防災講演会を実施。当初は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた避難所及び福祉避難所開設運営訓練を、地元の自主防災組織及び福祉避難所施設関係者を交えて実施予定だったが、緊急事態宣言の発令に伴い、避難所開設訓練等は延期し、オンライン防災講演会のみ実施とした。

災害協定自治体との交流

例年、災害時の応援協定を結んでいる自治体の防災総合訓練や防災対応業務の視察および意見交換を行い、顔の見える関係を作っている。しかし今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で現地視察が難しいため、日頃からの情報交換に努めている。

防災士養成講座の開催

令和元年度に引き続き、第5回 防災士養成講座を開催。

※過去、平成21年度、平成27年度、平成30年度にも同講座を実施している

日程：令和2年10月31日（土）9：00～16：30

令和2年11月14日（土）9：00～16：30

令和2年11月28日（土）9：00～17：45

場所：本庁舎東館3階大会議室

受講者：49名（内訳：市民16名、消防団5名、市職員28名）

地域の防災活動推進

従前の地域防災訓練等の支援に加え、避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染症対策を踏まえた避難行動のあり方や住民主体の避難所開設等について、自主防災訓練や出前講座等を通じて啓発する。

想定最大規模の洪水防災情報マップの作成

市民へ洪水の啓発を図るため、兵庫県が公表した想定最大規模の洪水浸水想定区域図に基づき、防災情報マップを作成する。

要配慮者利用施設への避難確保計画作成推進

平成29年6月の水防法改正に伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務となっている。地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象となっており、芦屋市では主に土砂災害

警戒区域内の学校園を中心に避難確保計画の作成が進んでいる。令和3年度末までに、市内の対象施設の作成率が100%になるよう、対象施設の所管課と連携し避難確保計画作成の推進を行っていく。

急傾斜地崩壊防止対策事業

現在奥池町及び朝日ヶ丘町にて事業が進行中で、奥池町は令和4年度以降、朝日ヶ丘町は令和3年度に工事が完成する見込み。

なお、令和3年3月末に奥池町と三条町で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が新規で指定される。そのため、県とともにオープンハウス説明会の開催等指定に向けた動きを進める。

【参考】平成30年台風第21号に伴う護岸対策工事（兵庫県実施事業）

令和元年度中は県主催の住民説明会を両地区合計で8回行った。宮川は令和元年5月から工事が始まり、令和2年6月中旬に終了した。また、南芦屋浜の南護岸は令和元年11月から護岸対策工事が始まり、下記の通り完成予定が変更となっている。

<南芦屋浜 南護岸・ビーチ護岸>



① の区間：南護岸・ビーチ護岸

当初完成予定 令和2年8月31日 ⇒ 変更完成予定 令和3年3月末頃

※中壁から海側は令和3年6月末に供用予定

② の区間：南護岸・東護岸の一部

実施時期 令和2年10月19日～令和3年8月末頃 予定

南護岸・ビーチ護岸は、2段階の防潮堤（中壁・後壁）やアクリル板の採用、スロープの設置等、複雑な護岸形式となっている。加えて、①防潮堤の基礎形状に変更が生じたこと、②バリアフリー対応・バイク侵入防止対策等のため護岸背後の歩道・駐車場についても整備する必要が生じたこと等が予定変更の理由である。

芦屋市防災会議委員名簿

(令和2・10・19現在)

区 分	職 名	氏 名
会 長	芦 屋 市 長	伊 藤 舞
1 号 委 員	西 宮 海 上 保 安 署 長	檜 原 毅
	近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光 永 健 男
	神 戸 地 方 気 象 台 次 長	溝 本 悟
2 号 委 員	兵 庫 県 阪 神 南 県 民 セ ン タ ー 長	正 垣 修 志
	兵 庫 県 神 戸 県 民 セ ン タ ー 六 甲 治 山 事 務 所 長	前 嶋 昭
3 号 委 員	兵 庫 県 芦 屋 警 察 署 長	野 上 和 志
4 号 委 員	芦 屋 市 副 市 長	佐 藤 徳 治
	” 技 監	長 田 二 郎
	芦 屋 市 企 画 部 長	田 中 徹
	” 総 務 部 長	川 原 智 夏
	” 総 務 部 参 事	今 道 雄 介
	” 市 民 生 活 部 長	森 田 昭 弘
	” 福 祉 部 長	安 達 昌 宏
	” こ だ も ・ 健 康 部 長	岸 田 太
	” 都 市 建 設 部 長 ” 都 市 建 設 部 参 事 (兼職)	辻 正 彦
	” 上 下 水 道 部 長	古 田 晴 人
	市立芦屋病院 事 務 局 長	阪 元 靖 司
5 号 委 員	芦 屋 市 教 育 長	福 岡 憲 助
6 号 委 員	” 消 防 長	小 島 亮 一
	” 消 防 団 長	岸 野 雅 信
7 号 委 員	関西電力送配電株式会社阪神配電営業所長	中 村 和 弘
	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー兵庫導管部 設備保安チームマネージャー	宮 田 忠 司
	西日本旅客鉄道株式会社芦屋駅長	上 野 亮
	西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部長	白 井 信 也
	一般社団法人芦屋市医師会 会長	高 義 雄
	一般社団法人芦屋市歯科医師会 会長	上 住 和 也
	芦 屋 市 薬 剤 師 会 会 長	仁 科 睦 美
	芦有ドライブウェイ株式会社代表取締役社長	谷 口 篤
8 号 委 員	芦屋市自主防災会連絡協議会 会長	竹 内 安 幸
9 号 委 員	陸上自衛隊第36普通科連隊重迫撃砲中隊長	山 本 恵 子
	芦 屋 市 婦 人 会 会 長	戎 井 恭 子
	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 副会長	西 野 悦 子

芦屋市防災会議幹事名簿

(令和2・10・19現在)

区 分	職 名	氏 名
1 号 幹 事	西 宮 海 上 保 安 署 次 長	山 本 勝 也
	近畿地方整備局六甲砂防事務所副所長	西 村 信 彦
	神 戸 地 方 気 象 台 防 災 管 理 官	小 林 和 樹
2 号 幹 事	兵庫県阪神南県民センター県民交流室次長	星 野 美 佳
	〃 西宮土木事務所長	一 宮 大 祐
	〃 尼崎港管理事務所長	木 村 浩 之
	〃 芦屋健康福祉事務所長	仲 西 博 子
	兵庫県神戸県民センター六甲治山事務所 所長補佐兼工務第1課長	角 直 道
3 号 幹 事	兵庫県芦屋警察署警備課長	中 垣 正 雄
4 号 幹 事	芦 屋 市 企 画 部 政 策 推 進 課 長	大 上 勉
	〃 総 務 部 人 事 課 長	鳥 越 雅 也
	〃 総 務 部 課 税 課 長	荒 牧 信 博
	〃 市 民 生 活 部 環 境 課 長	米 村 昌 純
	〃 福 祉 部 地 域 福 祉 課 長	山 川 尚 佳
	〃 こども・健康部子育て推進課長	小 川 智 瑞 子
	〃 都 市 建 設 部 建 設 総 務 課 長	鹿 嶋 一 彦
	〃 都 市 建 設 部 都 市 計 画 課 長	白 井 宏 和
	〃 上 下 水 道 部 水 道 管 理 課 長	平 野 雅 之
	市立芦屋病院 事 務 局 総 務 課 長	上 田 剛
5 号 幹 事	芦 屋 市 教 育 委 員 会 管 理 部 管 理 課 長	山 川 範
6 号 幹 事	〃 消 防 本 部 警 防 課 長	増 田 義 明
	〃 消 防 団 副 団 長	森 岡 忍
	〃 消 防 団 副 団 長	大 宮 義 弘
7 号 幹 事	関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 担当部長	川 崎 雅 弘
	大阪ガス株式会社初トリークンパニー兵庫導管部 設備保安チームリーダー	田 代 圭 二
	西日本旅客鉄道株式会社芦屋駅副駅長	鳥 居 彰
	西日本電信電話株式会社 兵庫支店 災害対策室担当課長	平 井 達 也
	一般社団法人芦屋市医師会 理事	平 林 弘 久
	一般社団法人芦屋市歯科医師会 副会長	仁 木 義 尚
	芦 屋 市 薬 剤 師 会 副 会 長	田 中 千 尋
	芦有ドライブウェイ株式会社事業部長	中 前 浩
8 号 幹 事	芦屋市自主防災会連絡協議会 副会長	伊 丹 秀 幸
9 号 幹 事	陸上自衛隊第36普通科連隊 重迫撃砲中隊 射撃幹部	松 田 千 尋
	芦 屋 市 婦 人 会 副 会 長	西 本 綾 子
	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 運営委員	西 本 恵